

ゴルフ学会賞を受賞して

西村 國彦

日本ゴルフ学会

今や、メガバンクの合併や巨大企業の乗っ取りの可否から政治家のプライバシーまで、世間知らずの裁判官たちにその解決が委ねられるという、おそろしい時代になった。本来クラブ内で解決すべきゴルフ場預託金問題もゴルフを知らない法曹によって、まずは早い者勝ちを許す場に、次にはハゲタカ外資が大もうけする場になりかかり、司法関係者はなすすべもなかった。

預託金ゴルフ場という一種の共有地は、通常の法解釈を適用する限りにおいては、市場下落時には明らかに破綻を免れない。共有地というものは、必ずそのキャパシティを超えて利用つくされ、再生能力を失って崩壊する運命にあるという、いわゆる「共有地の悲劇」の一場面なのだ。

私的所有権を確立させることによって成立した近代経済学や近代法学は、「共有地の悲劇」という人類の持続可能性にも関する問題に対し、なんらの解決も与えることはできていない。

ということは、これらの学問を根底から再生する必要があると考えてもおかしくないのだ。その意味で、

あらゆる学問をそれぞれ問題が起きている現場で検証し再生してゆく試みが必要な時代になったのではないだろうか。そしてゴルフ学会のような学会の存在意義もそこにあるのではないだろうか。

昭和51年（1976年）弁護士登録した私は、10年程前から法曹たちが時代の激変に対し全く対応できておらず、また法学会も同様であることを予感した。そしてこのままでは、ゴルフ場がアウトローや外資の草刈り場となることにより、会員が被害にあうことを防止するための新しい法理論の必要性を感じた。

当時、新しい理論に対する反感は激しいものがあり、「物言えば・・・」感があった。しかし継続的に書き続け、書籍化し、当学会でも報告することによって、いくつかの画期的判決を生み出すことができた。新理論は、2000年施行の民事再生法とは別の意味で、ゴルフ場と会員の権利確保に役立ったことであろう。

思いがけず、設立直後から関わってきたゴルフ学会からそのような活動が評価された。望外の思いである。今後ともゴルフ界、法曹界の再生に力を尽くしたい。